

下水道使用料の賦課漏れについて

標記の件について、以下のとおりお知らせします。

1 概要

令和5年4月から7月の4か月間において、下水道料金システムの運用に誤りがあり、令和5年7月・9月の下水道使用料の一部について、賦課ができていないことが判明しました。

2 経緯

令和5年8月、下水道をご利用の方から「使用料の請求がない」旨の連絡をいただき、料金システムを委託している（一社）岡山中央総合情報公社（以下、「情報公社」。）で継続して調査を実施していたところ、12月に同様の連絡が入ったことから、改めて情報公社に賦課状況の調査・総点検を指示し、下水道使用料の一部に賦課漏れがあることが判明しました。

3 原因

料金システム出力データの最終確認ができておらず、下水道だけをご利用の方（井戸をご利用等で、市水道の利用がなく検針を行っていない世帯）について、賦課ができていませんでした。

4 対象件数と金額

令和5年7月下水道使用料（4月～5月使用分） 100件・455,576円
令和5年9月下水道使用料（6月～7月使用分） 102件・462,088円

5 対応

対象者の方に連絡（個別訪問）し、謝罪と経緯の説明を行ったうえで、納付書を送付します。

6 再発防止策

令和5年12月に情報公社で料金システムの改修を行ったため、同様の事案は以後発生しないと考えております。市においても、賦課状況の確認を徹底する体制をつくり、再発の防止に努めてまいります。

お問い合わせ先
上下水道課（担当：石賀・曾根田）
TEL0867-42-1108
FAX0867-42-1403